

作業環境測定委託仕様書（水質第1課及び水質第2課）

京都市上下水道局

1 概要

労働安全衛生法、有機溶剤中毒予防規則第28条及び特定化学物質障害予防規則第36条に基づき、屋内作業場の有機溶剤濃度等の測定を実施するものである。

なお、受託者は、作業環境測定法第33条に規定する登録を受けていなければならない。

2 実施事業所

- (1) 技術監理室水質管理センター水質第1課（以下、「水質第1課」という。）
（京都市東山区栗田口華頂町3（蹴上浄水場内））
- (2) 技術監理室水質管理センター水質第1課松ヶ崎分室（以下、「松ヶ崎分室」という。）
（京都市左京区松ヶ崎中海道町9（松ヶ崎浄水場内））
- (3) 技術監理室水質管理センター水質第1課新山科分室（以下、「新山科分室」という。）
（京都市山科区勸修寺丸山町（新山科浄水場内））
- (4) 技術監理室水質管理センター水質第2課（以下、「水質第2課」という。）
（京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1（鳥羽水環境保全センター内））

3 検査項目

- (1) 水質第1課
トルエン、ノルマルヘキサン、メタノール、アセトン及びジクロロメタンの各A、B測定
- (2) 松ヶ崎分室
アセトン及びメタノールの各A、B測定
- (3) 新山科分室
アセトン及びメタノールの各A、B測定
- (4) 水質第2課
ノルマルヘキサン、アセトニトリル、メタノール、アセトン、及びジクロロメタンの各A、B測定

4 日程

各実施事業所とも年2回（7月頃及び1月頃）

※ 検査対象薬品の使用日が限定されるため、実施事業所の担当者と協議のうえ、適切な日程で測定を実施すること。なお、雨天時は検査日を変更する場合がある。

5 測定箇所

- (1) 水質第1課
第2機器室、LCMS室内（別紙 見取図1参照）
 - (2) 松ヶ崎分室
水質試験室（別紙 見取図2参照）
 - (3) 新山科分室
水質試験室内、GCMS室（別紙 見取図3参照）
 - (4) 水質第2課
試験室1、試験室5（別紙 見取図4参照）
- ※ 契約決定後、実施場所において視察を行い、適正な測定箇所を決定すること。
 - ※ 改修工事等に伴い、見取図が変更される場合がある。

6 検査結果

検査終了後に、実施事業所及び職員課へデータ等で報告すること。

7 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

8 支払方法

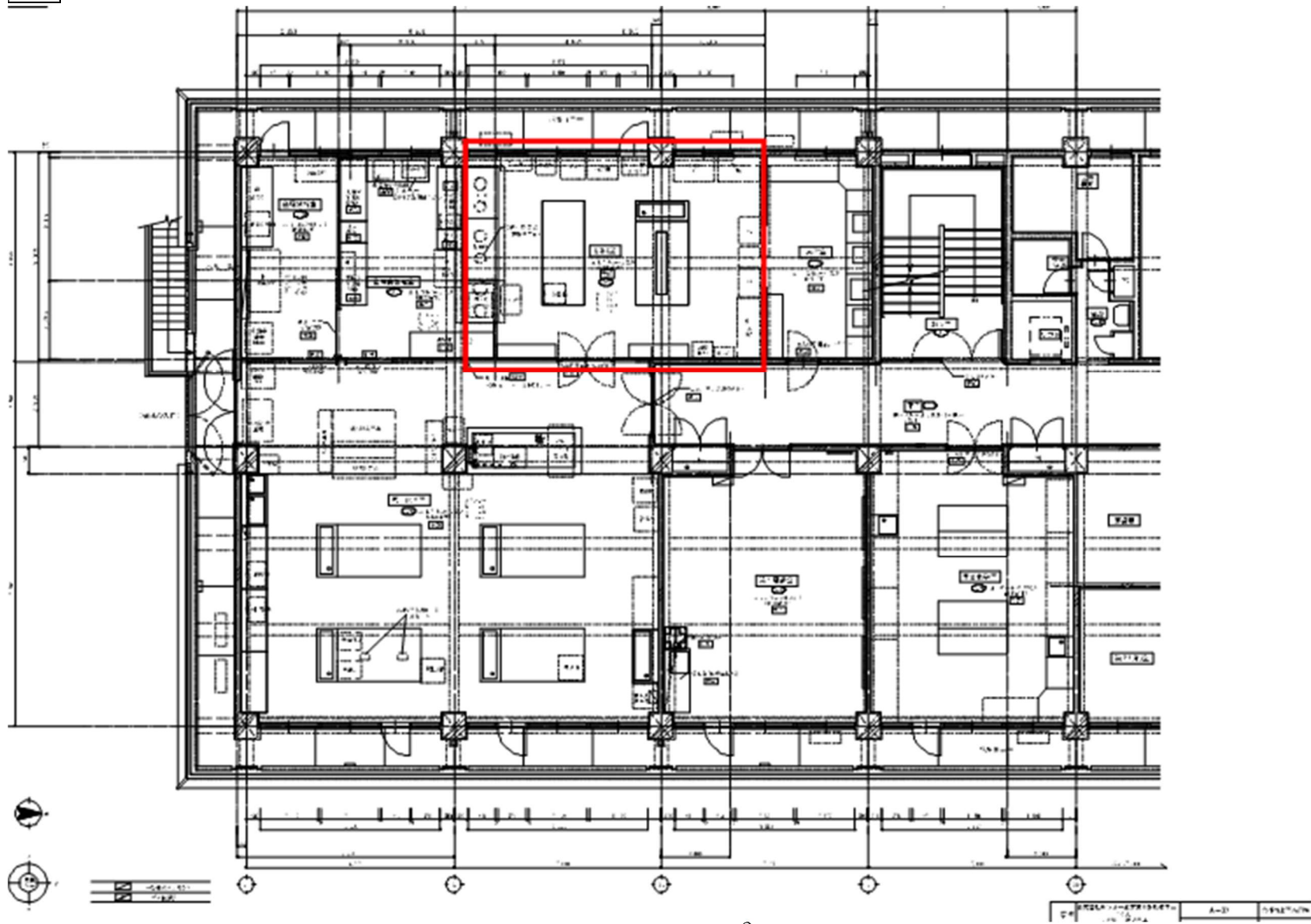
実施事業所ごとに2回払い（部分払い1回）

- ※ 検査結果報告後、速やかに完了届、請求書及び報告書2部を職員課に提出し、検収後に支払う。

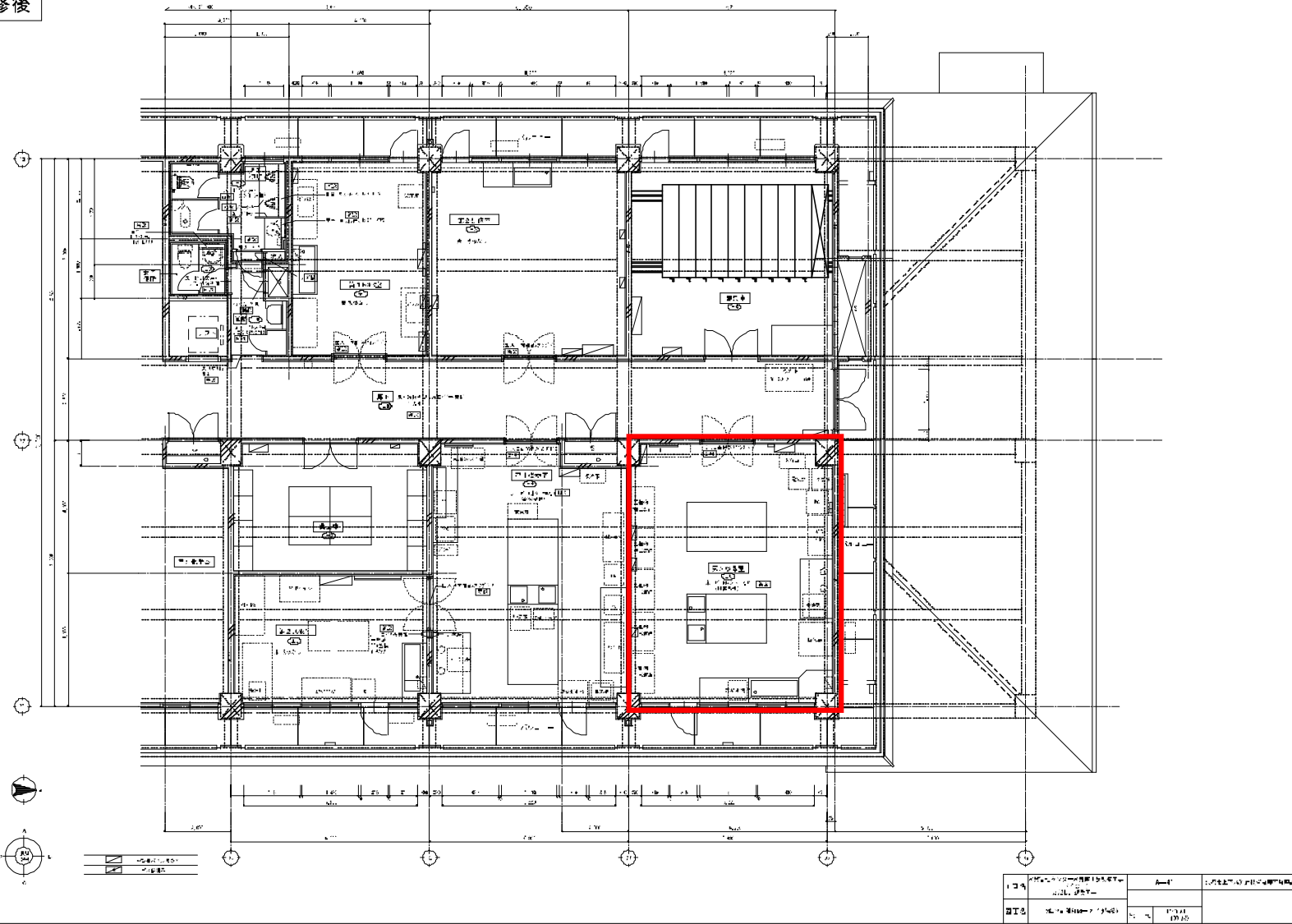
9 その他

契約決定後、職員課の担当者等と協議のうえ検査を実施すること。その他仕様書に疑義がある事項については、局の指示に従うものとする。

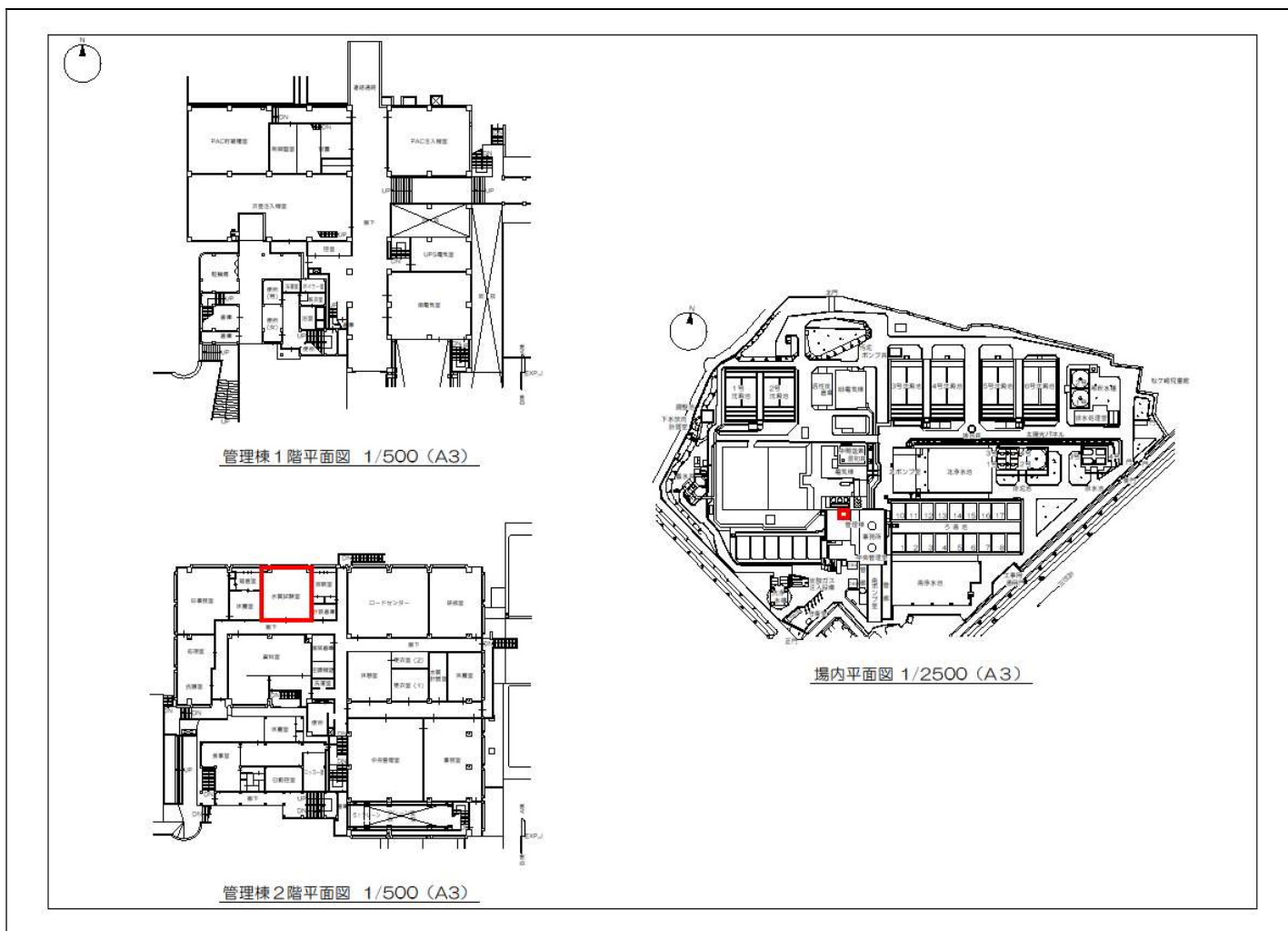
別紙 見取図(1) 水質第1課



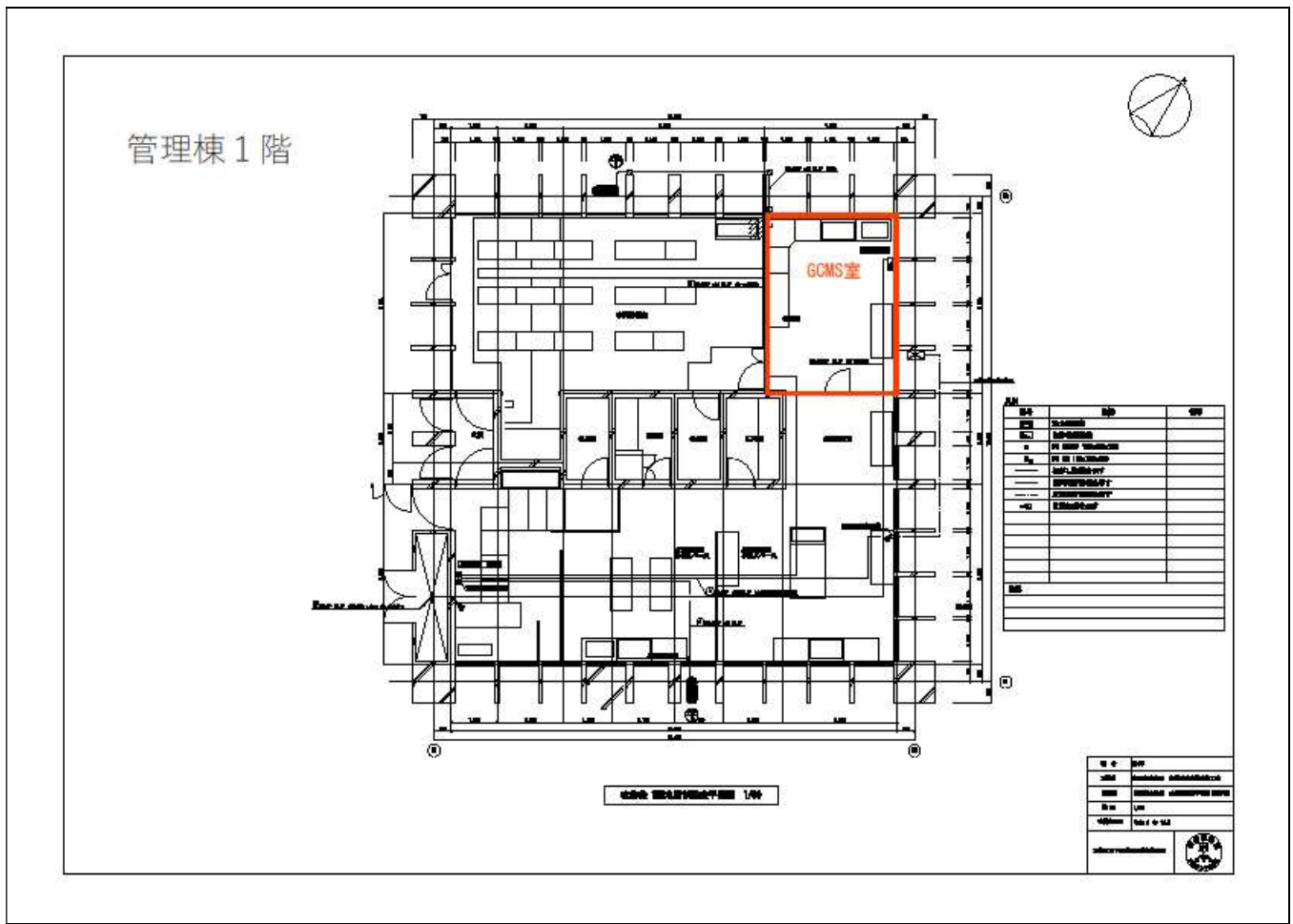
改修後



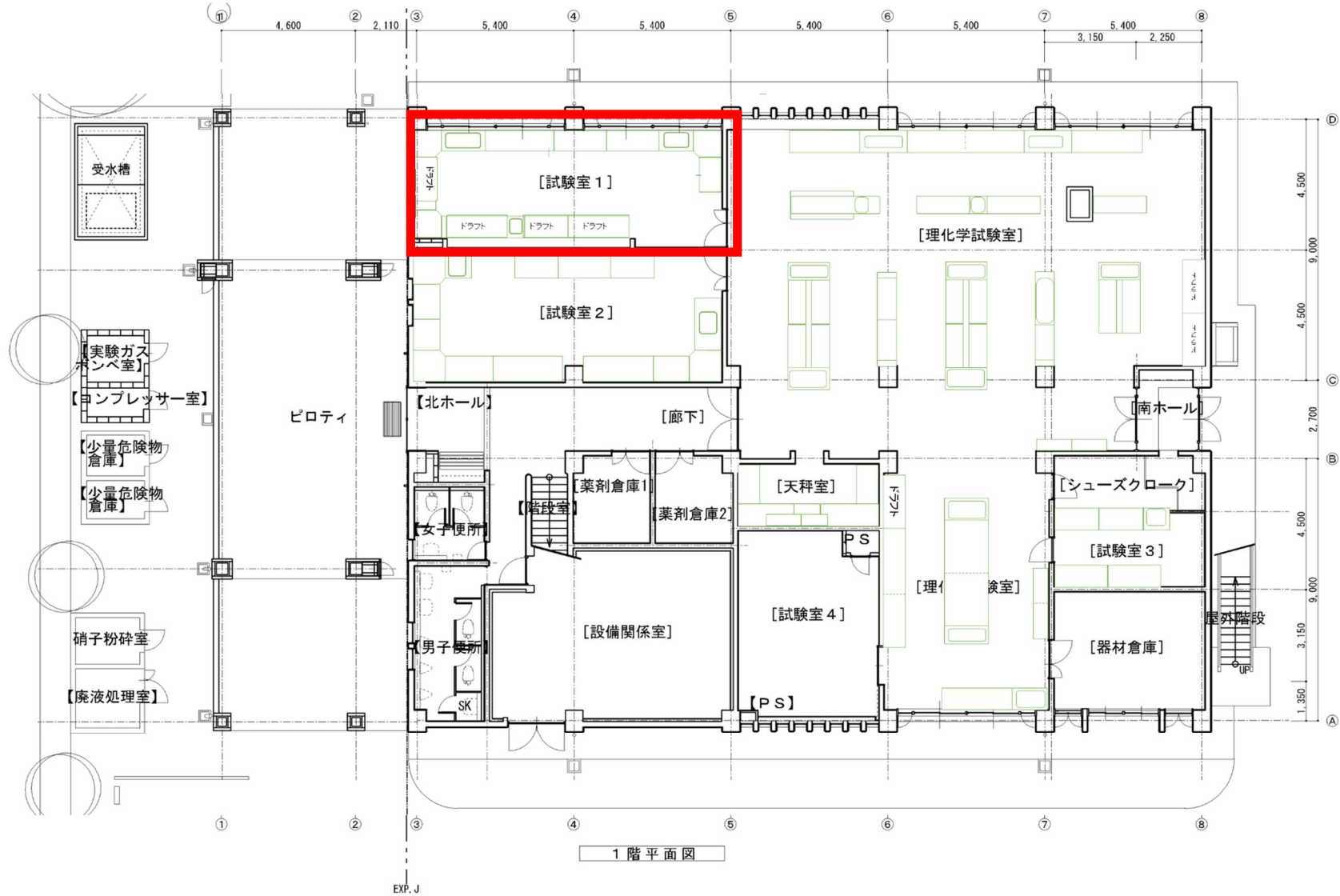
別紙 見取図（2）松ヶ崎分室

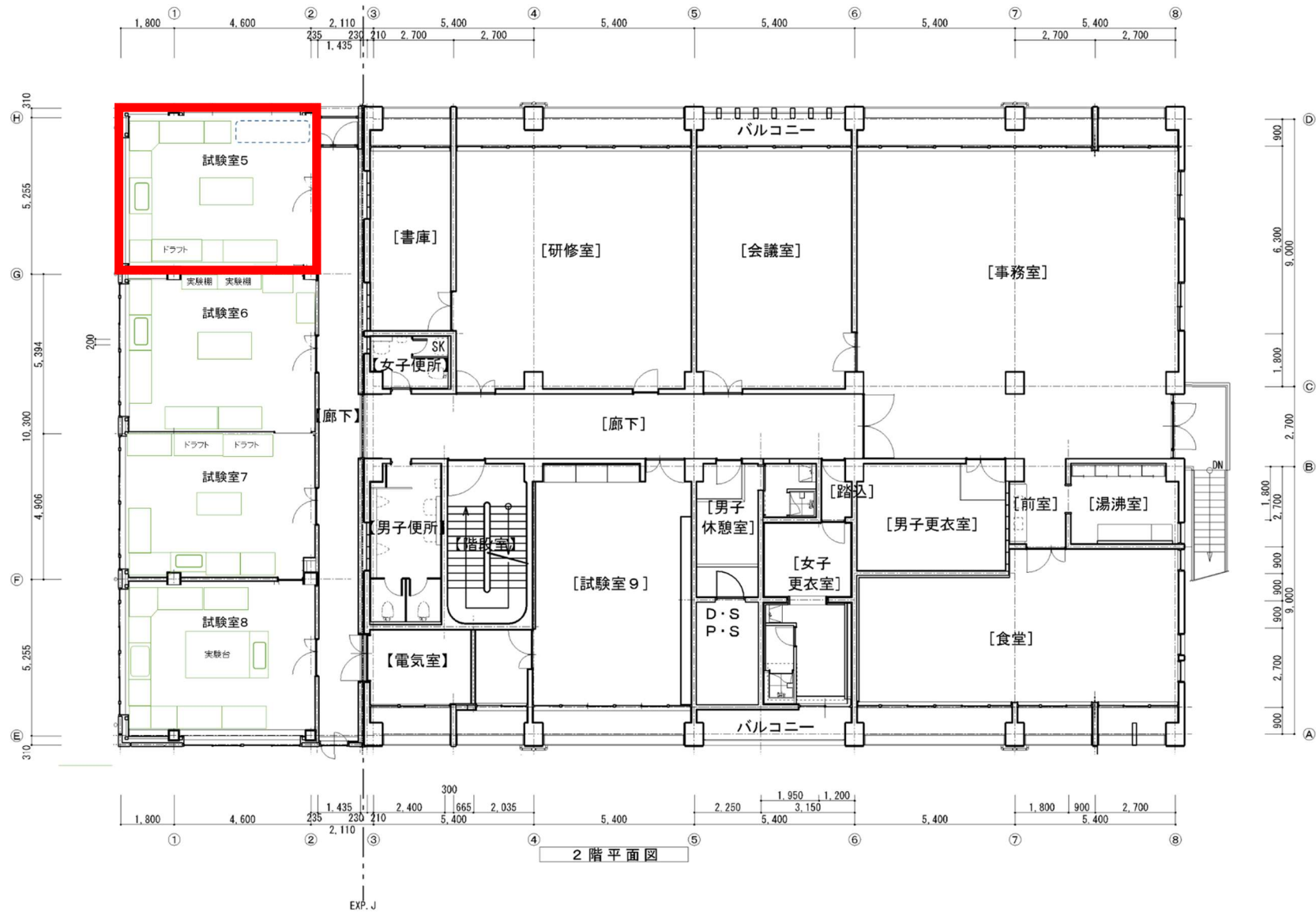


別紙 見取図（3）新山科分室



別紙 見取図(4) 水質第2課





作業環境測定委託 経費内訳書

項目	内容	件数	金額
デザイン・サンプリング料	水質第1課	2	
	水質第2課	2	
考査料(報告書作成料含む)	前期	1	
	後期	1	
分析費	水質第1課 第2機器室	2	
	水質第1課 LCMS室内	2	
	水質第1課 松ヶ崎分室 水質試験室	2	
	水質第1課 新山科分室 水質試験室内GCMS室	2	
	水質第2課 試験室1	2	
	水質第2課 試験室5	2	
小計			
消費税及び地方消費税相当額			
合計			